

保険医療機関における書面掲示

○一般名処方加算

当院では、後発医薬品が存在する医薬品については『一般名（有効成分名）』で処方いたします。「一般名処方」で記載された処方箋では、有効成分が同一である医薬品が複数あれば、先発医薬品でもジェネリック医薬品でも、保険薬局で相談して選ぶことができます。「薬の安定供給」や「後発医薬品の使用促進」のため、国の政策として推奨されていますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○明細書発行体制等加算について

当院では、医療の透明化や情報提供の観点から、原則として個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した薬剤や検査の名称が記載されます。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。